

居住支援メルマガにご登録いただいているみなさま
(BCCでお送りしています)

居住支援メルマガ(第 12 号)をお送りします。

このメルマガ(メールマガジン)では、各地で活躍する居住支援協議会や居住支援法人における情報の共有や、ネットワーク形成を促進することで、居住支援に関する取組の一層の活性化を目指します。
国からの研修会・予算制度のご案内や、各自治体・団体等からのお知らせ・活動状況等といった幅広い情報を配信してまいります。

——令和2年6月1日配信——

国土交通省住宅局安心居住推進課
居住支援メルマガ【第 12 号】

【目次】

■セーフティネット住宅の登録数等(令和2年5月 29 日時点)■

■居住支援お役立ち情報■

(1) 居住支援協議会伴走支援プロジェクトの実施団体を募集中です！

(2) 《大家さんのための》単身入居者の受入れガイドを改訂しました！

(3) 各地の居住支援協議会のパンフレットをとりまとめました！

■居住支援お役立ち情報＜新型コロナウイルス感染症関係＞■

(1) 住居確保給付金

(2) 生活福祉資金

(3) 公租公課の支払い猶予等のご案内

(4) 生活を支えるための支援のご案内

(5)特別定額給付金

(6)居宅生活移行緊急支援事業(仮称)

■セーフティネット住宅の登録数等(令和2年5月 29 日時点)■

＼＼居住支援法人の指定数が300法人を超えました！！／／

○セーフティネット住宅の登録数:29,745戸

○居住支援協議会:98協議会

○居住支援法人 指定数:311者

■居住支援お役立ち情報(3件)■

(1)居住支援協議会伴走支援プロジェクトの実施団体を募集中です！

昨年度に引き続き、今年度も、居住支援協議会の設立に意欲のある市町村の担当部局を募集し、選定した団体について、立ち上げに向けた状況調査・関係者の連携促進といった立ち上げの準備について、日々の相談のみならず、国交省職員や関係省庁職員、有識者の派遣などのハンズオン支援(居住支援協議会伴走支援プロジェクト)を実施いたします。

また併せて、居住支援協議会は設立済みであるものの、活動が低調であり、活性化させたいと考えている協議会についても募集いたします。

今年度は、設立部門として、昨年度も募集した「行政主導型」と「官民共同型」に加えて新たに「生活困窮者自立支援制度連携型」を設け、活性化部門と合わせて4部門で募集を行います。

募集期間は6月5日(金)までとなっておりますので
以下ページから募集要領をご確認頂き、奮ってご応募下さい。

○募集ページ

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr3_000019.html

○募集期間

令和2年 4月 27 日(月)～6 月 5 日(金)

※選定数は、4団体程度の予定です。

※本プロジェクトに資金面の支援は含まれていません。

居住支援協議会への資金面での支援を求める場合には、

別途、共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業を申請する必要があります。

(2)《大家さんのための》単身入居者の受入れガイドを改訂しました！

単身入居者が亡くなり、相続人が分からない場合や

支援が期待できず「残置物をどう処理したら良いのかわからない」といった際に役立つ

様々な制度や取組をまとめた《大家さんのための》単身入居者の受入れガイドを

この度、改訂しました。

お役に立つ情報も多くあるかと思いますので、是非ご活用ください。

詳しくは、下記ホームページ URL よりご参照ください。

掲載 URL:

<http://www.mlit.go.jp/common/001338112.pdf>

(3)各地の居住支援協議会のパンフレットをとりまとめました！

この度、各地の各居住支援協議会によるパンフレットをとりまとめ、国土交通省ホームページに掲載しました。

詳しくは、下記 URL よりご参照ください。

掲載 URL:

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr3_000019.html

■居住支援お役立ち情報＜新型コロナウイルス感染症関係＞■

(1) 住居確保給付金

住居確保給付金は、休業等に伴う収入の減少により、住居を失うおそれが生じている方々について、一定期間、家賃相当額を自治体から家主さんに支給するものです。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況の中では、休業等に伴う収入減少により、離職又は廃業には至っていないがこうした状況と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方への支援を拡大することが重要であることから、支給の対象が拡大されました。

また、4月30日からはハローワークへの求職申込みが不要になり、5月29日からは都道府県等が特に必要と認める場合には、住居確保給付金の支給にクレジットカードを使用する方法が認められることになりました。

詳細は、下記ホームページ URL よりご参照ください。

・住居確保給付金のご案内(令和2年4月30日からはさらに使いやすく)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000626236.pdf>

・制度の紹介 | 厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000073432.html>

(2) 生活福祉資金

住居確保給付金以外にも、家賃などの生活費に困窮した場合には、生活福祉資金(緊急小口資金等)の特例貸付制度などが活用可能です。

生活福祉資金貸付制度では、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施します。

詳細は、下記ホームページ URL よりご参照ください。

・一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

<https://www.mhlw.go.jp/content/000626608.pdf>

・制度の紹介 | 厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

(3) 公租公課の支払い猶予等のご案内

新型コロナウイルス対策に係る、公租公課の支払い猶予等について、各省のプレス等の状況に関する情報を共有いたします。

=====

【国税・地方税】

○新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ(国税庁 HP)

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm

○新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方には猶予制度があります(国税庁 HP)

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kansensho/pdf/0020003-044_02.pdf

○新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する猶予制度の周知について(総務省 HP)

https://www.soumu.go.jp/main_content/000676865.pdf

【社会保険料】

○厚生年金保険料の猶予制度(日本年金機構 HP)

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202003/20200304.html>

○国民年金保険料の免除等制度(日本年金機構 HP)

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202003/20200312.html>

【上水道・下水道】

○新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた方々に対する公共料金の支払猶予に関する要請（総務省 HP）

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zaisei06_02000237.html

【NHK 受信料】

○高市総務大臣閣議後記者会見の概要（令和 2 年 3 月 19 日）（総務省 HP）

https://www.soumu.go.jp/menu_news/kaiken/01koho01_02000897.html

※「NHK 受信料については、その不払いでサービスが停止されるものではなく、また、延滞利息は支払期限から 4 か月間発生しないため、NHK に対しましては、それらの取扱いについて視聴者の皆様に丁寧に説明していただくことを、昨日、要請しました。」との発言あり

【電気・ガス】

○新型コロナウイルス感染症の影響を受け、電気料金の支払いなど生活に不安を感じておられる皆様へ（経済産業省 HP）

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200319008/20200319008.html>

○新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について（厚生労働省 HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10106.html

【固定電話・携帯電話】

○新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う料金支払期限延長等の実施に係る要請（総務省 HP）

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban03_02000621.html

○新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた料金請求の取り扱いについて（NTT ドコモ HP）

https://www.nttdocomo.co.jp/info/news_release/2020/03/19_00.html

※日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、NTT コミュニケーションズ株式会社、株式会社 NTT ドコモ、NTT ファイナンス株式会社の連名で発出

○新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う料金請求の取り扱いについて（KDDI HP）

<https://news.kddi.com/kddi/corporate/newsrelease/2020/03/19/4339.html>

○新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う料金支払期限の延長について（SoftBank HP）

https://www.softbank.jp/corp/set/data/news/info/2020/20200319_01/pdf/20200319_01.pdf

(4)生活を支えるための支援のご案内

生活を支えるための支援について、厚生労働省のホームページにまとめられています。
詳しくは、下記ホームページ URL よりご参照ください。

・働く方のみならず、国民の皆さま全体の支援策をまとめたリーフレット(厚生労働省 HP)
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000622924.pdf>

(5)特別定額給付金

基準日(令和2年4月27日)において住民基本台帳に記録されている者 1 人につき 10 万円を給付される特別定額給付金について、総務省のホームページにまとめられています。

詳しくは、下記ホームページ URL よりご参照ください。

掲載 URL (総務省 HP):

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/covid-19/kyufukin.html#gaiyo

(6)居宅生活移行緊急支援事業(仮称)

令和2年度第2次補正予算案において、生活困窮者及び生活保護受給者に対して、
相談受付、住まい確保のための支援、住まい確保後の定着のための支援について、
相談者の状況に応じた一貫した支援の取組が可能となる補助事業(居宅生活移行緊急支援事業(仮称))が
盛り込まれました。

本事業については、都道府県等から居住支援法人への委託・補助も可能となっており、
補助金の積極的な活用を求められています。

詳しくは、下記ホームページ URL よりご参照ください。

掲載 URL (厚生労働省 HP) ※資料3参考資料3ページ参照:

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11526.html

最後までお読みいただき、ありがとうございました。

◆このメールマガジンでは、今後各居住支援協議会・居住支援法人のみなさまの活動についても配信してまいりたいと考えておりますので、掲載してほしい内容などございましたら下記アドレスまでご連絡ください。
hqt-housing-support@mlit.go.jp

◆メールマガジンに関するご意見・ご要望、新規登録受付や配信停止はご所属・お名前を記載いただき、下記アドレスまでご連絡ください。
また、配信先を変更する場合は、新しいメールアドレスをご明記の上ご連絡下さい。
hqt-housing-support@mlit.go.jp
※必ず上記アドレスからのメールを受け取れるアドレスをご登録ください。

◆過去に配信した居住支援メールマガジンは下記ホームページに掲載しています。
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr3_000019.html

◇関連リンク

★住宅セーフティネット制度について

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000055.html

★住宅確保要配慮者居住支援協議会について

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr3_000019.html

発行:国土交通省住宅局安心居住推進課

〒100-8918

千代田区霞が関 2-1-3 中央合同庁舎 3 号館 2 階

TEL :03-5253-8111(代表)

Email:hqt-housing-support@mlit.go.jp
